

社外役員等に対するガイドライン

経済産業省は、平成 26 年 6 月 30 日に、「社外役員を含む非業務執行役員の役割・サポート体制等に関する中間取りまとめ」と「社外役員等に関するガイドライン」を公表しました。

これらは、平成 26 年 6 月 20 日の通常国会において、社外取締役の導入を促進することを内容とする改正会社法が成立しましたが、今後社外役員を含む非業務執行役員に期待される役割は大きくなると考えられ、その論点の整理や実務への参考の取りまとめとして公表されたものです。

改正会社法では、社外取締役や社外監査役の要件の厳格化が進められました。そして、社外取締役を設置することを前提とし、もし設置していない場合は、その「社外取締役を置くことが相当でない理由」を開示しなければならないというような規定がなされています。

ここで、「社外役員を含む非業務執行役員の役割・サポート体制等に関する中間取りまとめ」、及びその要約である「社外役員等に関するガイドライン」では、実務における社外取締役の具体的な事例などが紹介されています。すなわち、企業経営に関し、不祥事などのマイナス面を防いだ事例もあれば、戦略的な投資判断などプラスに伸ばす判断を後押しした事例もあります。具体的には次に挙げるような事例が掲載されています。

- 大企業経営者出身の社外取締役が社内の議論に対して外部の視点から問題点を指摘し、不利な投資案件の回避に貢献した例
- 金融業出身の社外取締役が、自身の経験を生かして、対価の妥当性が問題となった M&A において対外交渉に貢献した例
- 他社での執行経験のある社外取締役が人材育成プランの策定に貢献している事例
- 違法性監査のみならず、妥当性監査も行い、広報・IR の在り方についてアドバイスしている事例
- 弁護士である社外監査役が、その知識・経験を生かし、法務部門の改善を実現した事例
- 監査役は「これはまずいのではないか」という観点から発言する（検討を促す）が、社外取締役は「こういうふうにやってみればよいのではないか」といった積極的な方向性を経営的な観点で発言・提案する事例
- 取締役会に多様な価値観を持ち込むことを重要視しており、役員構成のダイバーシティを図るという観点から、女性と外国人を役員として選任する事例

等々